
検疫所における輸入食品の 安全性確保の取組みについて

名古屋検疫所

令和5年11月25日

本日の内容

1. 検疫所とは
2. 食品の安全性確保の体制
3. 検疫所における輸入食品監視業務

1. 検疫所とは

検疫所の業務

厚生労働省の施設等機関

<輸入食品監視業務>

輸入食品の監視及び指導

<試験検査業務>

輸入食品や感染症に係る検査

(理化学的検査、微生物学的検査等)

<検疫衛生業務>

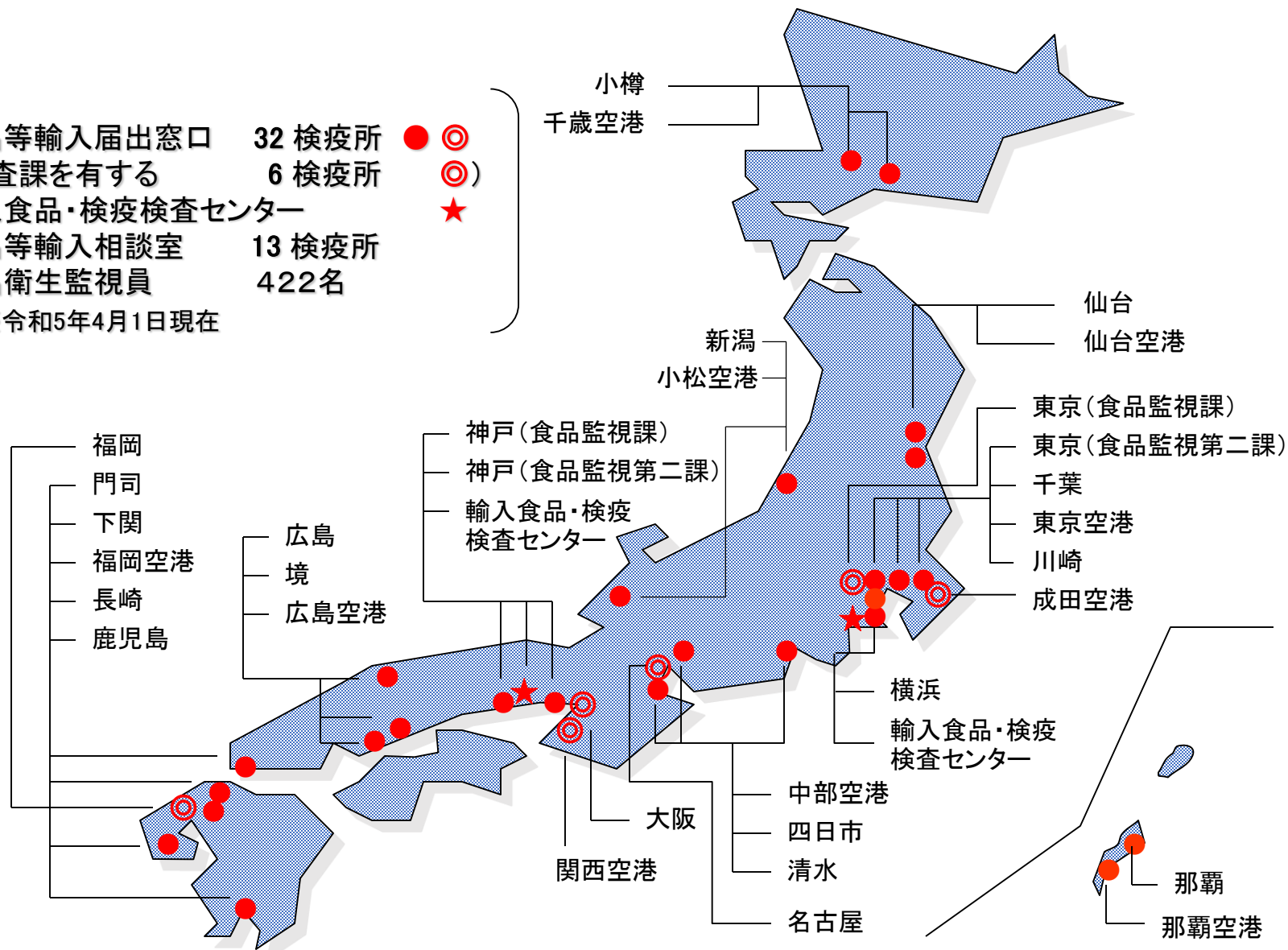
検疫感染症の国内への侵入防止

(入国者への検疫と健康相談等)

食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
 (検査課を有する 6 検疫所 ◎)
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品等輸入相談室 13 検疫所
 食品衛生監視員 422名

※令和5年4月1日現在

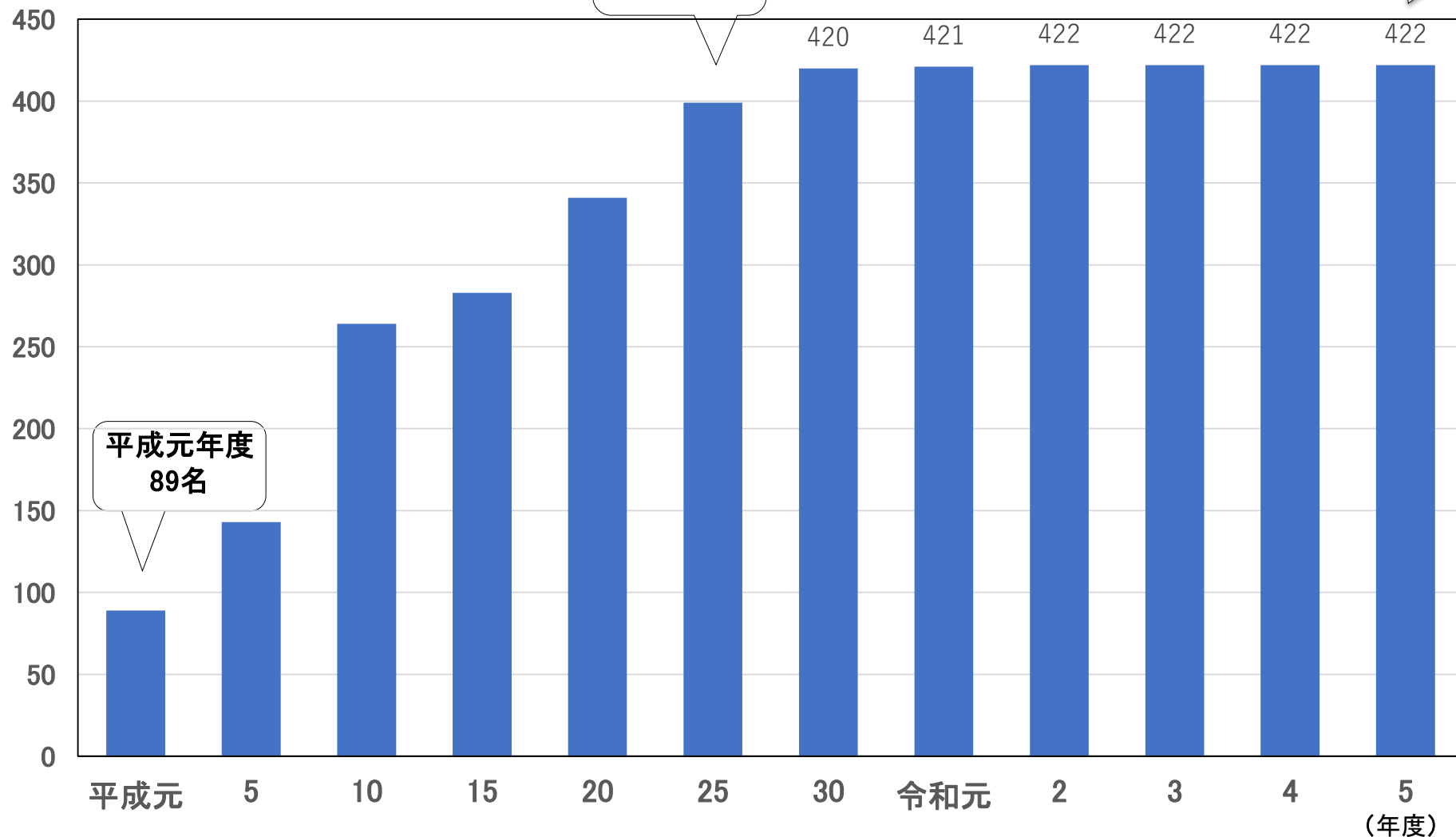


検疫所の食品衛生監視員年度推移

(人)

平成25年度
399名

令和5年度
422名



2. 食品の安全性確保の体制

食品の安全性確保

食品の安全性の確保については、食品関連事業者が第一義的責任を有していることを認識して、必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

(責務について食品衛生法第3条、食品安全基本法第8条に記載)

食品関連事業者→製造者、加工者、販売者、輸入者など

食品の安全性確保

食品衛生法に基づき、輸入食品も国産品も同じ基準（農薬等の基準、添加物の使用基準等）が適用される。

食品、添加物等の規格基準

食品、添加物等の規格基準（食品衛生法に基づく厚生労働省告示）

○農薬の基準

○食品の成分規格、製造基準等

冷凍食品 （成分規格） 細菌数（生菌数）が3,000,000/g 以下、E.coli 陰性
 （保存基準） -15℃以下で保存

加熱食肉製品（成分規格） 亜硝酸根 0.070g/kg以下、E.coli 陰性
 黄色ブドウ球菌 1,000/g以下、サルモネラ属菌陰性
 （製造基準） 製品は中心部の温度を63℃で30分間加熱

清涼飲料水 （成分規格） 混濁、沈殿物、ヒ素、鉛、大腸菌群陰性
 （製造基準） pH4.0未満のものは中心部の温度65℃で10分間加熱

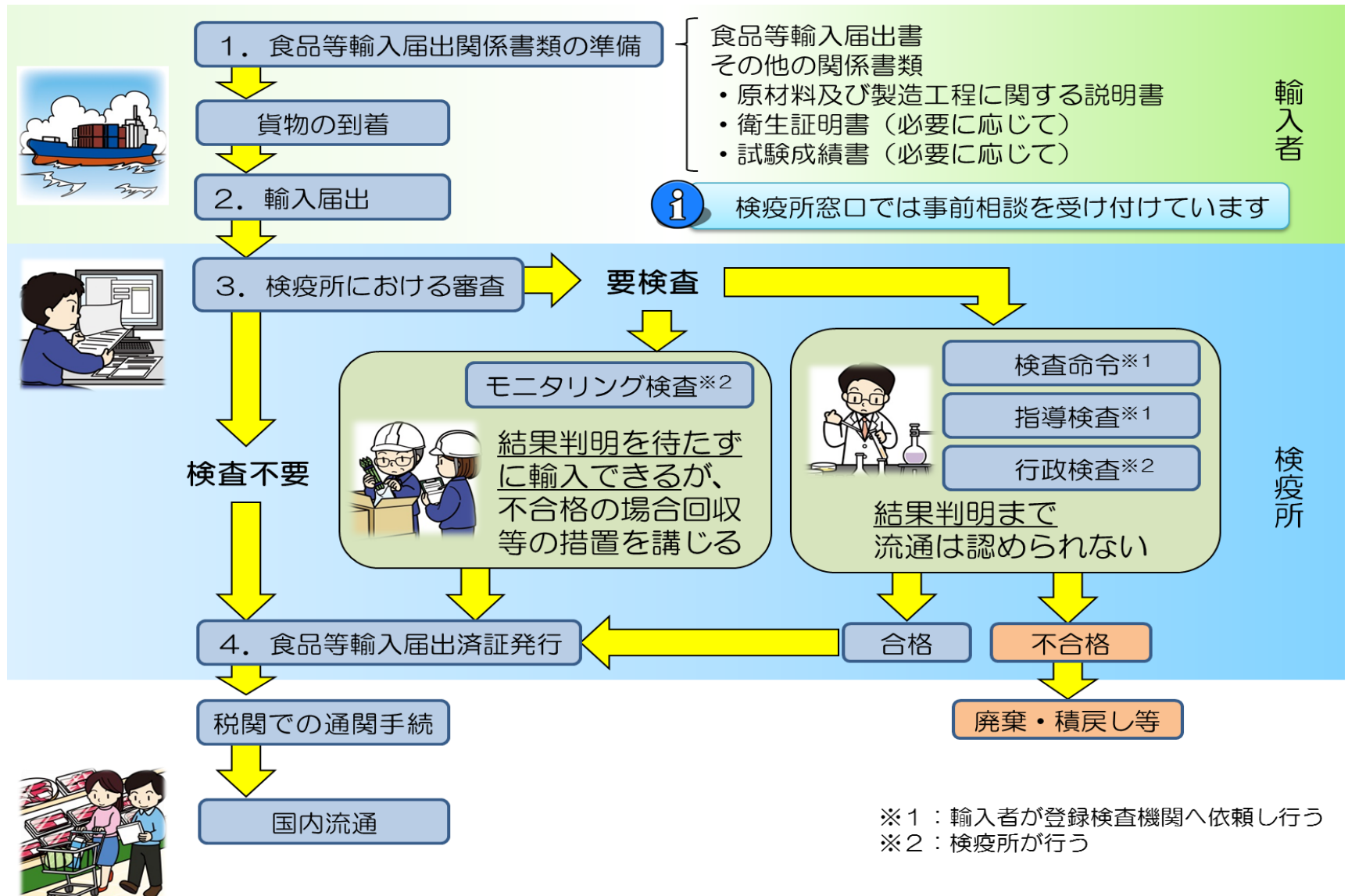
○添加物の規格基準（成分規格、使用基準等）

○器具及び容器包装の規格基準

○おもちゃの規格基準

3. 検疫所における輸入食品監視業務

検疫所における手続きの流れ



食品等輸入届出書

食品衛生法第27条

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。



食品等輸入届出書を検疫所へ提出

食品等

- 食品
- 添加物
- 器具・容器包装
- 乳幼児用おもちゃ

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)

生産国
製造者・製造所



輸入者の
氏名、住所

届出受付番号	※1										氏名										
届出種別	事前・計画輸入										住所										
輸入者コード											(電話番号)										
生産国・コード											輸入食品等管理番号										
製造者名、住所・コード																					
製造所名、住所・コード																					
輸出者名、住所・コード																					
包装者名、住所・コード																					
積込港・コード											積込年月日	年 月 日									
積卸港・コード											到着年月日	年 月 日									
保管倉庫・コード											輸入年月日	年 月 日									
											届出年月日	年 月 日									
貨物の記号及び番 号											事故の有無及びある場合その概要	無・有									
届出又は届出時の名称又は品名											届出者・コード										

品名
数量
重量
用途



原材料(材質)



添加物



製造方法

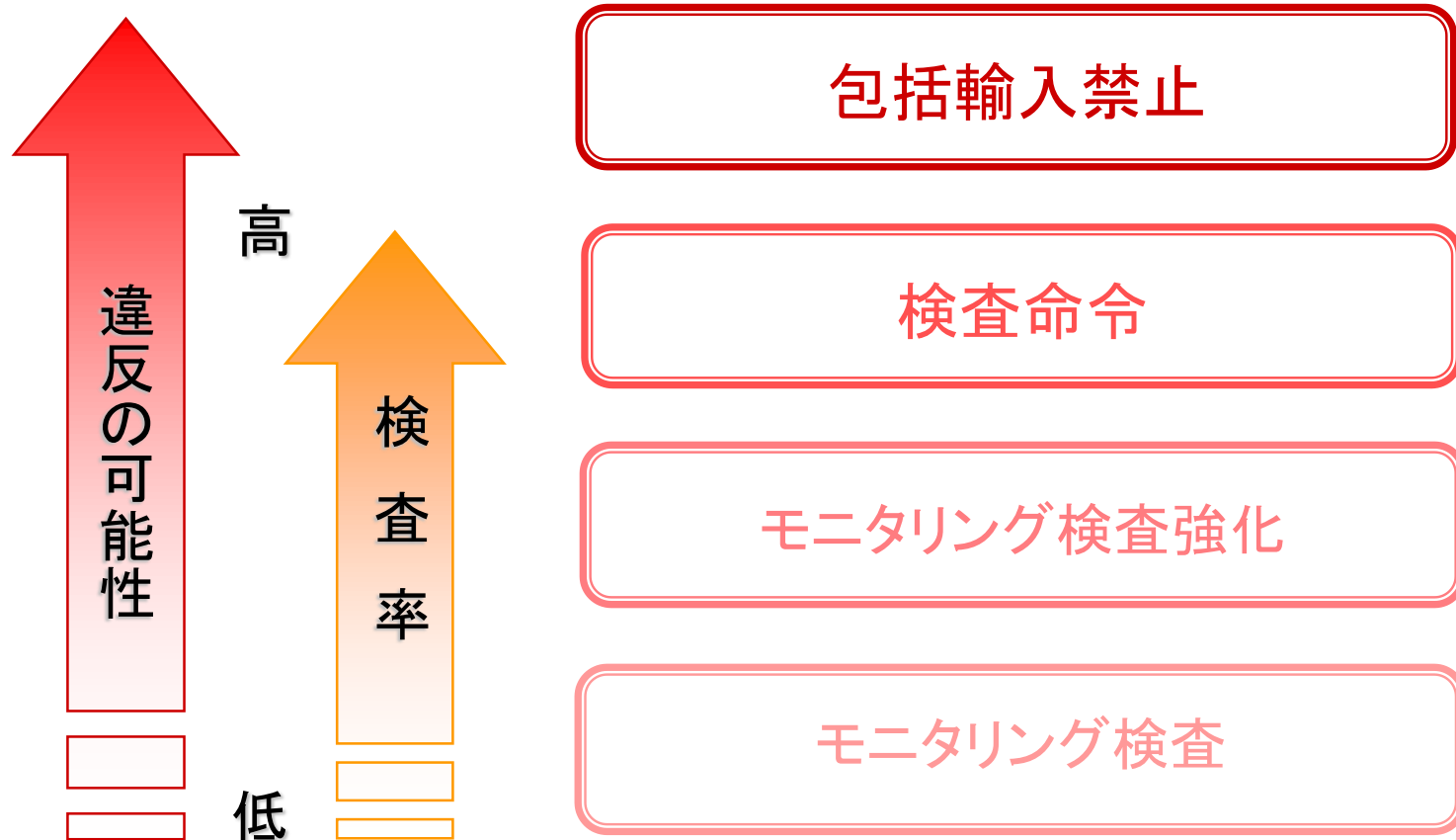
1	貨物の別	食品・添加物・器具・容器包装・包装材	継続	Y・N	衛生証明書番号										
品目コード					貨物が加工食品であるときは原材料・コード 貨物が器具、容器包装又はおもちやであるときはその材質・コード										
品名															
積込数量・コード															
積込重量	kg				貨物が添加物を含む食品の場合当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合その成分・コード (いずれの場合も製剤の名称で表示されるものを示す)	※2									
用途・コード						※2									
包装種類・コード															
登録番号1															
登録番号2															
登録番号3															
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード															
備 考					届出済印										

届出審査

届出書の内容をもとに以下の内容等を確認

- 有毒有害物質が含まれていないか
例：シアン化合物(天然の有害物質)
アフラトキシン(カビ毒)
異種フグの混入
- 添加物の使用基準は適切であるか(指定外添加物は含まれていないか)
例：サイクラミン酸(甘味料 指定外添加物)
TBHQ(酸化防止剤 指定外添加物)
ソルビン酸(保存料 対象食品 使用量)
二酸化硫黄(酸化防止剤等 対象食品 使用量)
- 食品衛生法に規定されている成分規格や製造基準に適合しているか
例：冷凍食品の成分規格
清涼飲料水の製造基準(加熱殺菌の時間と温度)
- 過去に食品衛生上の問題があったものではないか
(過去の違反事例や通知)

輸入時検査体制の概要



○初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品等に対しては、全量を留め置いて輸入者が検査を行うよう指導。

輸入時における検査制度

検査命令

- ◆ 過去に法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

指導検査等

- ◆ 規格基準の有無、農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、輸入者に対して定期的な(初回輸入時を含む)実施を指導する検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

輸入時における検査制度

モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品等について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能であるが、法違反が判明した場合は速やかに回収等の措置が必要

行政検査(モニタリング検査以外)

- ◆ 初回輸入時や、食品衛生法違反判明時、輸送途中での事故発生時等、必要に応じて検疫所が実施する現場検査

検査命令対象品目（令和5年4月1日時点抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15 品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	総アフラトキシン	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (20 品目)	スポン及びその加工品	エンロフロキサシン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
ベトナム (14 品目)	えび及びその加工品	エンロフロキサシン	
	赤とうがらし及びその加工品	プロピコナゾール	
	ドリアン	プロシミドン	
韓国 (13 品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンpunkタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31163.html

令和5年度モニタリング検査計画数

モニタリング検査計画数 約100,000件

検査項目	計画件数(概数)
残留農薬	26,440
成分規格(大腸菌群等)	14,370
添加物	12,290
病原微生物(リステリア等)	15,150
抗菌性物質等	12,090
カビ毒(アフラトキシン等)	8,080
遺伝子組換え	930
放射線照射	650
検査強化品目	10,000
合 計	100,000

違反貨物

○違反貨物に対しては、次のいずれかの措置を行うよう
輸入者を指導

☆ 積戻し

☆ 廃棄

☆ 食用外転用

○違反原因の調査と改善を要求

違反情報(輸入者の名称、品名、違反内容など)を厚生労働
省のホームページに公表

主な食品衛生法違反内容(令和4年度)

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	258(延数) 256(実数)	31.3	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌O145の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒の検出、生食用切り身まぐろからのサルモネラ属菌等の検出、米、小麦、菜種、とうもろこし等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
10	病肉等の販売等の禁止	2(延数) 2(実数)	0.2	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	41(延数) 41(実数)	5.0	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、グリチルリチン酸三ナトリウム、サイクラミン酸、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム二水和物、ニコチンアミドホスホリボシルトランスフェラーゼ、パテントブルーV、ペンタン、ホウ砂、ホウ酸、マグネシウムビスグリシネート(グリシン酸マグネシウム)、ミリスチン酸カリウム、一酸化炭素、酸化亜鉛、硫酸アルミニウム)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	476(延数) 444(実数)	57.7	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	46(延数) 41(実数)	5.6	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	2(延数) 2(実数)	0.2	おもちゃの規格違反
計		825(延数) 781(実数)		22

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、食品衛生法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分を講じる

令和4年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,400,309件
- ◆ 検査件数 202,671件（検査率8.4%）
（検査命令 63,608件、モニタリング検査 51,148件、指導検査等 85,712件）
- ◆ 違反件数 781件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,021件に対し、延べ100,947件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 33の国・地域の63品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 18の国・地域の30品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国15品目及び38の国・地域の93品目（令和5年3月31日時点）

輸入相談

輸入相談室

輸入者が事前に食品等の安全性確保や食品衛生に関する知識・技術の習得に必要な情報提供と指導を行う。

全国13力所

(小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、
関西空港、神戸、広島、福岡、那覇)

輸入食品の安全を守るために

健康・医療

輸入食品監視業務

● 報道発表資料 ● 施策紹介 ● 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。



English

トピックス

▶ [トピックス一覧](#)

- 2021年12月20日掲載 ▶ [令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表](#) **NEW**
- 2021年11月10日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年10月29日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年10月26日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年9月13日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)

政策について

▼ 分野別の政策一覧

▼ 健康・医療

▶ [健康](#)

▶ [食品](#)

▶ [医療](#)

▶ [医療保険](#)

▶ [医薬品・医療機器](#)

▶ [生活衛生](#)

▶ [水道](#)

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ [雇用・労働](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html